

交銀私局之記

明治八年一月一日

第一條

今度我丸屋商社ニ於テ働社中共議ノ上一定セル説ニ隨ヒ同社便利ノ爲新タニ〔セービングバンク〕ヲ置キ之ヲ交銀私局ト名ケ從來丸屋商社ニ積蓄フル所ノ保續積金火災請負金海陸難事請負金死後請負金等ノ如キ非常ニ備フルモノハ盡ク之ヲ交銀私局ニ付托シ丸屋商社ニテハ諸出店ヲ總括シ専ラ心ヲ商業上ニ用ヒ正味利潤ノ多寡ニ從テ上件ノ如キ諸種ノ危害ニ備フル積金ヲ増殖スルヲ勉メ交銀私局ニテハ之ヲ保護スルヲ以テ專任トシ兼テ〔セービングバンク〕ノ事務ニ屬スベキ諸件ヲ取扱フコト第三條第四條ニ揭示スルカ如シ

丸屋商社ニテハ之カ爲多少ノ手數ヲ減スルヲ以テ當分之間ハ社中ノ人員ヲ出シテ交銀私局ノ事務ヲ取扱ハシメ其給料ヲモ仕拂ヒ追テ交銀私局ノ利益高其費用ヲ支ユルニ至リテハ別ニ人員ヲ置テ之ヲ取扱シメ其費用ヲモ盡ク同局ヨリ出サシムベシ

第二條

此交銀私局ヲ設ルノ趣意ハ丸屋商社ト其業務ノ趣ヲモ殊ニシ其身代ヲモ全ク別區トナシ畢竟丸屋商社ト對峙相競ヒ内外相維持セン

コヲ欲スルモノナレハ社中他ノ枝店ノ如ク混同一體ノモノト見做ス可ラス故ニ今丸屋商社ヨリ新ニ請合元金ヲ出スモ次テ金銀借貸ヲ取扱フモ總テ交際ノ權義ニ於テハ交銀私局ニ加入スル所ノ他ノ社中ト異ナルコナシ

第三條

此局ニテハ西洋〔バンク〕ノ法ニ倣ヒ一切商賣ニ關スル事柄ヲ業トスルコナシ故ニ地所家作ノ類モ時勢ノ變遷非常ノ災害等ニ由リテ其價ノ増減ヲ生シ損益ニ關スルモノナレハ住居ノ外ハ之ヲ所持スルコナカルヘシ總テ建物ノ類モ火事請合ヲ出セルモノニ非レハ質物ニ取ルコナシ商賣品ノ爲替或ハ質物等ハ火事請合並見込代價受合人ヲ置キテ請取利足ノ内ヨリ其請合料ヲ拂フヘシ

爲替並質物月
一部ノ利足ト
シテ内三釐ハ火災請合三釐ハ代價請合
ニ拂ヒテ正味手取月一部三釐ニ當ル

此局ニテハ社中社外ヲ論セス金高ノ多少ヲ問ハス引當物ナクシテ貸スコヲ禁ス

但金高十圓以下ノ時借貸ハ必シモ此規則ニ拘ハラザルヘシ

第四條 業務ニ屬スル利益ニ就テ

- 一 預リ金貸金利足出入差引之益
- 一 地所家作利益取立費用支拂手數料
- 一 火災請合金取集メ方手數料
- 一 海陸難事請合取集仕拂手數料

一預リ品賣捌並諸職人製造品賣捌手數料

一諸職人用品仕入並賣渡シ手數料

此他何ノ事業ヲ論セス損益共其本人ノ請持ニテ當局ニテハ唯其手數料ヲ受取ルノミノ事件ハ手ノ及フ丈ハ之ヲ引受クベシ

○業務ニ屬スル損失ニ就テ

一火災ニ由テ所持ノ家作ヲ失フ事

所持ノ家作ハ火災請合料ヲ拂ヒ之ヲ防クヘシ

一火災或ハ相場ノ變化等見込違ヒニテ取置タル質品物ニ損失ヲ負

フ事 火災請合並見込直段受合料ヲ拂フテ之ヲ防クヘシ

一預リ金拂利足貸金受取利足ノ差不足ニシテ本局ノ費用ヲ償フニ

足ラサルコト

月ニ出入ノ金利ヲ算計シ其割合ヲ増減シテ之ヲ防クヘシ

一總利益高請費用ヲ支ユルニ足ラサル事

上章ニ記スルカ如ク此局働社中ノ給分ハ當分丸屋商社ヨリ仕拂フヲ以テ此局ニテハ其利益少ナキモ容易ニ其費用ヲ支ユル

コトヲ得ベシ

以上四種ノ危害各豫防ノ備ヘアリト雖モ其他盜難及豫議シ難キ意外ノ損毛ナキヲ期ス可ラサルヲ以テ別ニ請合社中ヲ設ケ請合元金ヲ置クコト左ノ如シ

第五條

請合元金ハ百圓ヲ一株ト定メ一人ニテ一株以上數株ヲ出スモ隨意タルヘシ但シ其總高ハ預リ金十分ノ三ヨリ減ス可ラズ

請合元金株券文例

證

一金百圓也

右ハ交銀私局請合元金一株分値ニ御預リ申候定約利足ハ別冊規則書之通此株券所持之人ニ年々御渡シ可申候仍而證印如件

年 月 日 連名 印

請合元金定約利足ハ月一分ト定メ年ニ之ヲ出金主ニ拂ヒ年中餘益ノ半ヲ此請合元金ニ屬スル配分利益トナシ年ニ之ヲ交銀私局ニ種蓄ヘ利倍増加シテ元出金同高ニ至リ之ヲ返スヘシ右ノ如ク年月ヲ積ミ配分利益ニテ元金高ヲ返濟スルヲ得テ請合元金ノ危險ヲ消却スルノ後ハ配分利益ノ割合ヲ減却スヘシ之ヲ減スルノ割合ハ其時ニ臨ミ社中ノ衆議ヲ以テ之ヲ決スヘシ

此請合元金ハ交銀私局ノ危害ニ備フルモノナレハ同局永續中ハ退社スルコトヲ許サス但其株券ヲ他ニ譲リ渡スハ隨意タルヘシ然ル時ハ其證券ニ左ノ如ク裏書ヲナシ書替手數料二十五錢ヲ添テ當局ニ送ルヘシ

證券裏書文例

表書株券此度何區何町又ハ何村幾番地何ノ誰ヘ譲リ渡代金何程儲
ニ受取此證券同人ヘ相渡候也

年 月 日 何 誰 印

請合社中ハ其出ス所ノ請合金ヲ以テ積金並預リ金ヲ請合フモノ
ニシテ本人ノ身代ヲ以テ之ヲ請合フモノニ非レハ既ニ其元金ヲ出
ス時ハ別ニ其責ナキ者ノ如シト雖モ亦常ニ本局ノ利害得失ニ注意
シ其安全無危ヲ期シ其取締ノ面目ニ耻ザルヲ要スヘシ

若シ意外ノ損失アリテ其年ノ利益ニテ之ヲ償フニ足ラザル時ハ保
續積金請合金ヲ出シテ之ヲ償ヒ後日餘益アルヲ待テ再元高ニ充
タシムヘシ如斯元金ヲ減シタル時ト雖モ株主ニ渡スヘキ定約利足
並配分利益ハ之ヲ減スルコナカルヘシ

第六條

定期預リ金ハ一圓以上百圓以下 一圓以下ノ端銀ハ之ヲ除ク 其高ヲ撰ハス之ヲ預リ
全一十年ヲ以テ期限ト定ム故ニ初入社ノ月日ヲ以テ毎年退社ノ期
トス故ニ若シ其期限ニ非シテ請取ルコヲ欲スル人ハ期日以後渡
シ當日迄ハ一圓ニ付一日二文ノ利足ヲ添ヘテ受取ルヲ得ヘシ譬ヘ
バ子年正月一日入社ノ人丑正月二日ニ請取ル時ハ定約ノ利足ヲ添
ヘテ之ヲ受取ヘシ若シ丑二月二日ニ於テ請取ル時ハ正月一日迄定
約ノ利正月二日ヨリ八一圓ニ付一日二文ノ利ヲ添ヘテ受取ルベキ
ナリ又寅三月二日ニ請取ル時ハ二ヶ年ノ定約利益ト一ヶ月ノ利

一日一圓
ニ付二文
トヲ添テ受取ルヘキナリ

積金預リ證券文例

一金 百圓以下
一圓以上 也

右交銀私局積金社中御加入金何十圓儲ニ御預リ申候上ハ裏書ノ表
ニ示ス所ノ割合ヲ以年々 月 日ニ元利共御渡可申候右期日ニ非
スシテ御入用之節ハ別冊規則書之通中途退社之例ヲ以テ何時ニテ
ス御渡可申候仍如件

預リ證券ノ裏面ニ左ノ表ヲ記スベシ

元金	千	百	十	圓	十	錢	千	百	十	圓	十	錢	千	百	十	圓	十	錢	千	百	十	圓	十	錢
第一年	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇
第二年	一	二	五	〇	〇	〇	一	二	五	〇	〇	〇	一	二	五	〇	〇	〇	一	二	五	〇	〇	〇
第三年	一	四	四	〇	〇	〇	一	四	四	〇	〇	〇	一	四	四	〇	〇	〇	一	四	四	〇	〇	〇
第四年	一	五	七	〇	〇	〇	一	五	七	〇	〇	〇	一	五	七	〇	〇	〇	一	五	七	〇	〇	〇
第五年	一	七	六	〇	〇	〇	一	七	六	〇	〇	〇	一	七	六	〇	〇	〇	一	七	六	〇	〇	〇
第六年	二	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇

右ハ交銀私局積金社中定期定約ノ利足ナリ

右全六ヶ年ニ至リ倍高トナラハ必積金主ニ返済スヘシ此時ニ於
テ取去ルコヲ望マサル人ハ一旦之ヲ受取リ舊證券ヲ返シ改メテ
新入社金トナシ新證券ヲ受取ルコト隨意タルヘシ

第七條

預り金ハ一度ニ百圓以下ノ高ナレハ何時ニテモ之ヲ預リ又入用之節ハ何時ニテモ之ヲ返シ渡スヘシ利足ハ壹圓ニ付一日二文ノ割合トス

第八條 社用切手ニ就テ

此切手ハ唯社中便用ノ爲ニスルモノナレハ社外ノ人ニ渡スコナシ社中ノ人當局ニ若干ノ金高ヲ預ケ其預リ證券ニ添ヘテ此社用切手ヲ受取置クキハ正金ヲ取扱フコナクシテ社中相互ノ勘定ヲナシ得ヘキナリ

手形面ヲ十二區畫シ一畫ヲ五錢ト定ム之ヲ所持セル人ハ其入用ノ多寡ニ從ヒ之ヲ切取り當局ニ送ル時ハ一圓ニ付一日二文ノ割合ヲ以テ利足ヲ添ヘ正金ト引替渡スヘシ又之ヲ以テ社中各店ニ於テノ買品代ニ拂フモ妨ケナシトス但受取渡シ當日ハ無利息トス

社中各店ニテ此手形ヲ賣物ノ代價ニ請取リタル時ハ其記スル所ノ月日ヲ見テ其日ヨリ一圓ニ付一日二文ノ利ヲ加倍セルモノト知ルヘシ之ヲ以テ交銀私局ニ送ル時ハ其日迄ノ利足ヲ添テ之ヲ渡スヘシ

第九條

交銀私局ハ借貸ノ金利ヲ以テ生業ヲ立ルモノナレハ常々遊金ヲ置ク時ハ自ラ損失ヲ負フノ理ナレハ豫シメ臨時預ケ先ヲ約定シ置キ若遊金アル時ハ相當ノ引當品ヲ受取り其遊金ヲ預ケ置ヘシ此遊金

受合主トナル者ハ交銀私局ノ生業ニ多少ノ便ヲ與ヘ且不時ニ引當品ヲ出シ入レスルノ手數アレハ其償トシテ其利足ヲ減シ一圓ニ付一日二文ノ割合ヲ以テ之ヲ受取ルヘシ

第十條

諸積金及預り金ヲ安全無事ニ保護スルノ責ハ勸社中ノ擔當スル所ニシテ且其危害ヲ豫防スルノ方法ヲモ設クルト雖モ其出金主モ亦常ニ其出金ノ安危ニ注意シ之ヲ進退スルコトヲ得ンカ爲ニ請合元金ノ外ハ中途退社ノ法ヲ設ケタレハ年々ノ勘定表ヲ檢シ請合元金並積金ノ高其危害ヲ防クニ足ルヤ否ヤヲ察シ若其備金高不時ノ危害ヲ防クニ足ラスト爲ス時ハ中途退社ノ例ニ從ヒ何時ニテモ隨意ニ退社スルヲ得ヘシ唯其利足ノ割合ヲ減スルノミ

第十一條

交銀私局ノ職業永續ノ見込ナキ時ハ勸社中並請合社中共議ノ上廢業スルヲ得ベシ此時ハ積金預リ金共定期ニ於テ退社スルノ例ヲ以テ之ヲ處置スヘシ

第十二條

當局ニテハ毎月二十五日ヲ勘定日ト定メ月ニ出納表ヲ作テ之ヲ請合社中ニ送り毎年年中勘定表ハ之ヲ上木シテ毎年三月之ヲ請合社中ニ送ルヘシ尤此勘定表ハ積金社中ハ勿論社外ノ人ト雖モ其望ニ任セテ之ヲ送ルヘシ

第十三條 當局人員ノ職務ニ就テ

社長 請合元金十株以上ヲ所持スル人ニ非レハ此任ヲ許サズ

其勤務ハ丸屋商社ノ例ノ如シ

取扱人 五口 以上 同斷

監察方 五口 以上 同斷

記簿方 五口 以上 同斷

出納方 五口 同斷

小僧並當局奉公人ハ身元金百圓以上ヲ容ルモノニ非レハ入局ヲ許サス此身元金ハ當人退局ノ時ニ非レハ之ヲ返却スルコナシ故ニ入局中ハ請合元金ノ例ニ倣フヘシ但身元金ニ屬スル配分利益ハ退局ノ時之ヲ渡スヘシ

(以下明治九年改正の際追加)

第十四條 公債証書保護社中約束書

諸種ノ寶貨證券等貴重ナル品物ヲ所持スル人之ヲ自宅ニ貯藏スルハ火災水難紛失破毀等天災人禍ヲ豫防スルカ爲メ間斷ナク注意シテ之ガ備ヲ爲スハ甚タ難キコナレハ之ヲ銀行ニ託シテ管護セシメ且之カ一切ノ事ヲ取扱ハシメ以テ其使用ヲ達スルハ西洋各國ノ

風ナレハ吾國ニハ未タ是等ノ設ケモ十分ナラサレハ吾(セービングバンク)ニ於テ社中便用ノ爲メ姑ク是等ノ事ヲ扱フコト約シタリ然ルニ公債証書ハ證券ノ中尤安全ナル者ニシテ多少利益ヲ得ルノ方アルヲ以テ社中公債證券ヲ所持スルモノ數人協議シテ主客聯合社ノ法ニ倣ヒ預リ人預ケ人ト組合タル一社ヲ結ビ別ニ之ヲ公債証書保護社中ト名ケ交銀私局ニ於テ其事務ヲ取扱フコト約ス其方法左ノ如シ

第十五條

西洋諸國ニテハ銀行ニ於テ其流通手形ノ備金ヲ保安スルノ際二重ノ利子ヲ得ルノ用ヲ爲セリ即チ銀行ヨリ手形ヲ出スルハ必ス其引替ニ備フル正金ヲ貯藏スルヲ以テ既ニ流通ノ手形ヨリ利子ヲ得又備金ヲ以テ金銀地金或ハ通用金銀ノ或ル種類ヲ抵當トシテ正金銀ヲ貸渡シ再ヒ利子ヲ得ルナリ今本社ノ如キモ此方法ニ倣フモノナレバ政府ヨリ請取ル所ノ利子ハ年々其證書所持主ニ請取り更ニ運用ニ因テ生スル利子ヲ得之ヲ各人豫定外ノ益トシ定約利益ノ外ハ満期ニ至リ配分センコトヲ欲スルナリ

本文運用ニ因テ生スル利益高ハ固ヨリ預算スヘキニ非レハ社員ハ政府ヨリ請取リタル利子ノ外證書金高百圓ニ付秩祿ハ二圓新公債ハ壹圓二十五錢舊公債ハ五十錢ヲ定約利益トシテ毎年請取ヲ得ベシ

第十六條

此社中ハ當明治九年一月一日ヨリ全三ヶ年ヲ經テ明治十一年十二月三十一日ヲ以テ滿期ト定ム

第十七條

預リ社中ニテハ公債証書ヲ預リ年々政府ヨリ拂フ所ノ利子ヲ受取リ直ニ之ヲ預ケ主ニ遞送シ隔地ノ人ニ利子ヲ送ルハ運賃ハ本人ノ引受ケトス其他一切ノ手數ヲ引受クベシ

第十八條

入社ヲ欲スル人ハ金高ノ多少ヲ問ハス新舊秩祿公債証書ニ委任狀ヲ添ヘテ本社ニ送り其預リ証書ヲ受取ルヘシ

委任狀文例

委任狀之事

一拙者儀公債証書取扱ニ付貴殿ヲ以テ部理代人ト定メ拙者之名儀ヲ以テ左ノ權限ノ事ヲ代理爲致候事
一新舊秩祿公債証書金高何圓ヲ爲ス利子受取方之抵當トシテ借入預リ金事
右委任狀仍テ如件

住所身分

年 月 日

姓名

印

何之誰殿

第十九條

証書ヲ託スル人本社ノ都合ニ因リ賣却ヲ爲スコヲモ許ス東京府外ハ証書面名前書替ノ上本社ヘ遞送スヘシ

但同額ノ証書所持主タルハ一般ノ預ケ人ト同シカルヘシ

第二十條

預リ社中ニテハ公債証書ヲ受取り其預リ証書ヲ引替ニ渡スベシ
預リ証書文例

公債証書預リ之證

一

右証書槩ニ御預リ申置候利子ハ年々政府ヨリ受取リ次第直ニ御届可申候右預リ中万一紛失焼失破損等預リ人ノ不注意ニ關スル天造人爲ノ災害ハ一切左ニ記セル姓名ノ者ニテ引受貴殿ヘ損毛相掛申間敷候但シ証書時價ノ増減及ヒ政府ヨリ償却并利子下渡シノ遲速緩急等預リ人ノ舉措ニ關セザル儀ハ所持主ナル貴殿受持ノ約定ナリ且又此證券御入用ノ節ハ三十日前ニ御沙汰被下候ハ、(若シ賣却ヲ許セル証券ナレハ下文ノ數字ヲ加フヘシ)此證券實却後ニ候共金高同數ノ證券ヲ以テ何時ニテモ此証書持參ノ人ヘ相渡可申候爲後日公債証書証書預リ之

證仍如件

公債証書保護社中

請合組

年 月 日 姓名 印

何之誰殿

第二十一條 預り社中ノ業務ニ屬ス箇條

一 公債証書賣買ノ世話ヲ取扱フヘシ

一 公債証書ヲ賣ランコヲ欲スル人直ニ代價ヲ得難キ等ノ事情アル
キハ本社ニ於テ相當ノ利息ヲ以テ其證券引當ニテ一時ノ貸金ヲ
爲スヘシ

一 公債証書ヲ抵當ト爲シ仕拂預り金ヲ取扱フベシ

一 金銀地金及ヒ新舊公債証書ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲スベシ

一 社中ノ人臨時金子入用ノ節ハ其本人ヨリ預リタル證券相當ノ
金額ヲ貸渡スベシ

第二十二條

社員ノ内別ニ數人ノ組合ヲ立テ其證券ノ金額ヲ以テ全社ノ危難ヲ
請負ヒ之ヲ請合組ト名ケ此請合料トシテ利益高三分ノ一ヲ得ベシ
但政府ヨリ起ル所ノ變化ハ所持主ノ受持タルコト二十條ノ通りタ
ルベシ

請合組ハ三ヶ年ノ間退社スルヲ得サルヘシ但其證券ト同價ナル金
銀地金等ヲ以テ之ニ換フルハ隨意タルベシ若シ通用貨幣ヲ以テ換
フルキハ別ニ相當ノ利子ヲ得ヘシ

第二十三條

請合組ニ非サル社員ハ中途ニシテ退社ヲ望ムキハ三十日前ニ本社
へ報知スヘシ中途退社ノ人ハ定約利益ノミヲ受取ヲ得ヘシ

第二十四條

證券賣買ヲ許セル社員ハ滿期ノ節預ケ中年月ノ長短ト金高ノ多少
トヲ計算シ賣買ノ利益ヲモ配當スルヲ得ヘシ

第二十五條

右公債證券保護方法ハ吾社中各人之便利ノ爲ニスルモノナレバ若
丸屋商社外ノ人ニシテ加入ヲ欲スル人ハ必ス社中ノ一人ヲ以テ紹
介トスルヲ要ス

丸屋社中

明治八年一月一日初刻

交銀私局

同 九年一月一日改版

請合社員

丸屋 善八

早矢仕有的

中村 道太

中村 清行

取扱人

中村 碌郎

〔注〕 交銀私局之記 半紙判 本文八丁

本書は明治八年一月一日に刊行された。明治九年一月一日、明治八年制定の規約十三條に「公債証書保護社中約束書」十二ヶ條を追加改正した。よってここでは明治九年の追加條文をも併載。明治九年刊本は半紙判、本文十二丁。

自力社會設立の記

訟^{うつたへ}を聴くこと吾猶^{われなほ}人の如し必や訟^{うたがな}なからしめんとハ支那^{しな}の孔子の言葉にて其趣意ハ政府の役人がよく人民を支配すべし世の中に公事訴訟^{こうじそしご}の種をなくすべしとの見込ならんと雖も今の世に在てハ此見込も甚だ覺束^{をばつか}なし且つ孔子ハ政府の一方に居て専ら人を治め人を支配するの趣意を以て斯く云ひしことなれども余輩ハ固より人民にして他人を支配するの身分にも非ず又これを支配することをも好まず唯身躬^{みづか}ら身分を支配するの教を守るものなれば爰に孔子の言葉を改めて云く訟を訴ふるを吾猶^{われなほ}人の如し必や訴ふることなくして事を濟^{すま}さんと是れ即ち今日余輩が守る所の教の旨なり殺人竊盜^{さうじんせつとう}の如き刑事ハ固より政府の裁判に任^{まか}すべき筈なれども貸金出入約定違背^{はいかい}等の民事に至りてハ必しも官に訴ふるに足らず双方よく條理の在る所を勘辨すれば互に熟談すべし或ハ双方局に當る場合にして決し難き意味あらば隣家の老人に聞きて曲直^{きよくちよく}を斷するも可なり老人に聞き學者に相談して何分にも承伏致し難く遂に破裂^{はれつ}して出る所に出ることなれども其所に居る人ハ何者なるや矢張^{ひらいてやう}平一様の日本人にして別段に不思議なる銘案もあるべからず唯司法の官員と云ふ名目を帯びて双方の申す所を法律書に照^てし至

極上出來きの處にて無理なる方を無理と云ひ尤なる方を尤と云ひ其申渡しを再び違背すべからざるまでのことにして原被の一方ハ必ず勝て一方ハ必ず負けざるを得ず等しく勝負のあることなれば私の仲裁に由て熟談すると公々政府に訴ふると其利害如何を察せざるべからず

私の仲裁にて曲直を斷するにハ入費少なし其利一なり

私に曲直を斷して勝敗を分つも熟談の條理に服するものなれば双方の間に耻辱もなく遺恨もなくして從來の附合を全ふすべし其利二なり

私の仲裁ハ御場所柄に非ず互に熟談すれば双方共に思ふ儘の議論を述べ公明正大の理を論するに際に自ら情實を斟酌し理と情との中間を渡り落着の後に至て心に慊きことあるべし其利三なり
政府の裁判を仰くハ入費多し其害一なり

政府に訴ふるには訴狀を認むる其日より一方を敵視するものなれば出入の勝敗に拘らず一度び原被の間柄となれば其敵意ハ生涯忘るべからず原被の由來を尋ぬるに其以前に親しく附合たればこそ此間柄にも爲りたるものなれ取りも直さず民事の訴訟ハ朋友の喧嘩と云ハざるを得ず人民多しと雖も朋友ハ少きものなり然るに今出訴の爲ハ少き朋友を失ひ商賣の世界を狭くし取引の信用を薄くし遂には孤立するに至るべし古來世上に其例甚だ少なからず其害

二なり

政府を壓制と云ひ御上を御無理なりと云ふと雖も必竟事を頼む者あればこそこゝを引受る者もあることにして依頼する者に權利を損して依頼を受ける者に威光を増すハ當然の勢なり今人民一般の所業を見るに私に自ら支配することをば知らずして些細の間違にても直にこれを政府に持出し無理屈を述べ不條理を並べ耻をも知らず面目をも顧みず御憐愍を願ふと云ふ者あれば御理解を頼むと云ふ者あり其有様ハ二三歳の小兒が父母の左右に取纏ひ伊勢街道の乞食が旅人の袂にすがるが如しこれを輕蔑せざるを得ざるなり斯く見苦しき有様を顧みすして唯政府の一方に向て壓制を咎むるハ己が面に自ら泥を塗て鄰の人に不平を訴ふるに異ならず益々政府の壓制を招くものと云ふべし其害三なり（或ハ富商大賈に有力の輩あるもを悦ぶには非ざれども唯退ひて守るの策を爲すのみ己が一身ハ無難なるべしと雖も人に先立て個強の先例を示すに非ざれば商人社會の面目を揚ぐるの日ハなかるべし斯る人物ハ假令幾方圓の身代あるも）

以上所述の三利害を察すれば訟を訴ふるハ訴へずして事を濟ますの美なるに若かず余輩の持論斯の如し固より今日限りなき商賣の取引に於て千緒萬端混雜の末ハ止むを得ずして公訴を要する場合なきに非ずと雖も此混雜の際にも尙公訴の路を遠くするの術なしと云ふべからず假令或ハ公訴の一路に決するも人民の休面に於て政府に對し見苦しからざる程の處置なかるべからず今此意に基

き卷末に記名する所の社員一同の協議に由りて一社會を結び明治十年一月一日を以て開設の日と定め社中自力を以て自ら治むるの義に取り名けて自力社會と云ふ其條目左の如し

第一條

社中の會席ハ當分丸屋商社交銀私局の一室を借用すべし所ハ東京日本橋通檜物町拾番地なり

第二條

早矢仕有的を社主と定め會計を整理し社幹を撰擧する等一切創業の事務を司らしめ社會の体裁畧定まるは從て尙社員一同協議の上社主社幹の撰擧法等をも定むべし

第三條

此社ハ専ら東京並に横濱の人の協議に成るものなれども或ハ遠國の農商と雖も有志の人あらば其入社を許すべし

第四條

社員ハ商用其他に付他と約條することありて獨斷にて不安心の廉を覺へなば社に持出して相談を遂ぐべし

第五條

人間交際の齟齬行違ハ掛合の粗漏なるより生ずるもの多し故に社員ハ需實取引の正に差縫れは赴かんとし掛合の難きものあらばこれを社に持出して相談を遂ぐべし然る時ハ社幹に其事情を聞

き掛合書の案文を作るか又ハ代人となりて直に先方へ面談することあるべし

第六條

訟庭に於て申立の條理ハ尤なれども手落の爲に取て押へらるゝこと多し即ち其手落とハ願訴の時限を誤り約條書の体裁を失ひ不用の文を重複し緊要の字を遺漏する等是なり故に社幹ハ社員の爲に訴訟の案文を認め或ハ訴訟に非ざる尋常の願書届書の類並に賣上又ハ其他の事に就ての約定書等をも認むべし

第七條

社幹ハ社中相互の約束或ハ社外に對するの約束書等の書面に加印することあるべしと雖も辨償等の事を請合ふことを爲さず唯双方へ對し等しく其結約の趣意相違なきを證するのみ

第八條

世人社中の各人に對し需實取引其他の事故に付不條理の所業ありて其證あるもの其害を被りたる本人これを披露することを厭ふ非ざればこれを全社中に報告して向來に注意せしむべし社外の事たりとも同様の事あらば社中に報告することあるべし

第九條

社幹ハ社員の依頼ハ何事にても引受くべしと雖も毎事委しく聞紀し其事情を詳悉し其事柄社幹一同の可とする所に非ざれば社幹ハ

斷然これを辭するの權利あるものとす

第十條

社中の人ハ毎月金二圓つゝ出し其總高の半數を以て常費とし社幹の給料其他の費用に充て其半數を月々積貯ヘ利倍増加して後年其利子にて一切の社費を支ゆるに至らば月々の出金を止むべし積金預り人ハ社中投票に三四名を撰び半ケ年つゝ順番に預り當分年一割二分の利子を加ふへし

〔預け金には高き利子なれども勉めて其積金を増殖するを欲するが故に金高の多からざる内は預り人より此利子を加ふべし〕

第十一條

社幹の常給ハ社務を取扱ひ兼て社席ヲ於て社員の來議に應ずるの勞に報ゆるものなれば社幹を社員の私宅に招きて事を扱へしめ又ハ他より出張せしめ或ハ訴庭の事を托する時ハ別より本人よりこれを償ふべきものとす

社員姓名

東京 三田二丁目
横濱 辨天通二丁目
東京 日本橋通三丁目

社主 早矢仕有的
社幹 高力 衛門
同 穂積寅九郎

福澤 諭吉
丸屋 善八
早矢仕有的

東京 三田二丁目 高力 衛門
同 日本橋檜物町 穂積寅九郎
下總 垣生郡長沼村 小川 武平
東京 仲橋廣小路町 渥美屋卯吉
横濱 太田町三丁目 中村 道太

〔注〕 自力社會設立の記 半紙判 九丁

自力社會とは、明治十年設立の民間法律相談所で、社主は早矢仕有的であるが實際は社幹高力衛門が経営、早矢仕有的、穂積寅九郎は名儀を有するに止まつた。明治十二年横濱南仲通二丁目小野正弘、茂木惣兵衛等出資による商法夜學會設置に伴い閉鎖された。
尚、岩波書店発行『福澤諭吉全集』第四卷『福澤文集』卷之二に「自力社會之記」が記載されているが條目十一條及び社員姓名を欠く。